

# 助成金交付について 各年度、1団体(個人)1事業

【別表1】

|      | 文化団体等支援事業   | 文化団体等震災復興支援事業   | 文化団体等人材育成支援事業  | 文化団体等地域連携支援事業  | 東日本大震災備品整備支援事業  | 市町村支援事業   | 文化団体海外公演等支援事業  | 地域文化振興事業  |
|------|---|---|--|--|---|---|--|---|
| 対象者  | 各種の文化芸術活動を主たる目的としている団体又は個人(以下「文化団体」という。)で、次の要件を満たしているもの。<br>①県内に住所又は活動の本拠を有すること。<br>②団体にあつては、一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。<br>③一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること。                                       |   |  |  | 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能を継承する団体で、次の要件を満たしているもの。<br>①県内に住所又は活動の本拠を有すること。<br>②団体にあつては、一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。<br>③一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること。 | 県内市町村   | 文化団体等で次の要件を満たしているもの。<br>①県内に住所又は活動の本拠を有すること。<br>②団体にあつては、一定の規約を有し、かつ代表者が明らかであること。<br>③一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること。   | ①文化団体等支援事業対象者に該当し、かつ、宮城県内の広域的な文化団体であること。<br>②別表1「文化団体等支援事業 対象者」の要件を満たし、事業内容が宮城県内の広域に及ぶものと認められる文化団体であること。                          |
| 対象事業 | 1.文化団体等が <b>県内外</b> で実施するもの。<br>別表2に掲げる文化芸術活動事業(出版事業を除く。)で、広く公開され、助成を受けられないと事業遂行が困難と認められるもの。<br>2.別表2に掲げる文化芸術活動のうち出版事業(刊行されたもの。)に係わる次の事業。<br>①広く一般県民から作品等を募集し、編集・刊行する総合文芸誌等<br>②郷土史、俗、伝説等の郷土研究誌 | 別表2に掲げる文化芸術活動事業で、東日本大震災の復興に寄与するものと特に認められるもの。<br>対象事業の例示としては、次のようなもの。<br>1被災地の復興への意欲の高揚と、被災地の方々の心の支援に貢献するなど、東日本大震災の復興に寄与することが目的である事業<br><br>例<br>①被災地での開催事業～被災地で行うことにより、被災地を元気づける事業(〇〇復興支援事業 心を癒す演奏会など)<br>②震災復興支援を目的とする事業で、被災者の方々を招待し、心の支援などを行う事業。(被災者支援〇〇公演事業、被災者支援〇〇鑑賞事業など)<br>③文化芸術による復興支援をテーマとする講演会、パネルディスカッションなど | 別表2に掲げる文化芸術活動事業で、次世代(子どもや青少年)の育成や県内の若手・新人アーティストの人材育成に寄与するものと特に認められるもの。<br>対象事業の例示としては、次のようなもの。<br>1次代を担う子どもや青少年、そして県内の若手・新人アーティストなどを対象として、文化芸術に関わる人材育成に寄与することが目的である事業<br><br>例<br>①子どものための鑑賞講座、伝統芸能に関わる講座、スキルを高める講座などの人材育成に寄与する事業(子どもや青少年のための公演、講座など)<br>②セミナー、ワークショップなどを開催し、人材育成に寄与する事業(〇〇のためのセミナーなど) | 別表2に掲げる文化芸術活動事業で、 <b>県内外の文化団体等の地域間連携に寄与するものと特に認められるもの。</b><br>対象事業の例示としては、次のようなもの。<br>1.「行政区域の異なる文化団体」が、相互の地域で文化芸術活動を通して、地域連携に寄与することが目的である事業<br>なお、「行政区域」については、地域連携の活性化を促進するため、平成の市町村合併前の市町村単位とする<br><br>例<br>①行政区域の異なる文化団体が、連携を図って、共催して行う事業(〇〇〇合同(共催)鑑賞会、〇〇〇合同(共催)講演会、〇〇合同(共催)展覧会など)<br>②事業交流の開催～各文化団体での事業開催の際に、互いに交流を図って地域連携、会員の相互交流などを図るもの(〇〇祭りなどでの相互派遣による交流事業など) | 東日本大震災により被災し、破損又は紛失した郷土芸能器具の購入又は修繕事業  | 市町村が県内において実施する事業で、その目的が明らかに本県の文化振興に寄与し、財団が共催することがふさわしいと認められるもの。 | 1.文化団体等が国際文化交流の一環として外国において実施するもので、別表2に掲げる文化芸術活動事業とする。<br><br>2.文化団体等が国際文化交流の一環として外国の文化団体等を招へいして実施する次の事業とする。<br><br>① 音楽公演事業<br>② 演劇公演事業<br>③ 舞踊公演事業<br>④ 美術展覧事業<br>⑤ その他特に必要と認める事業 | ①特色のある文化活動事業で、本県の文化発信力を高め、文化の振興に寄与するもので、財団が共催することがふさわしいと認められるもの。<br>②特色のある文化活動事業で、本県の震災復興、人材育成又は地域連携に寄与し、財団が共催することがふさわしいと認められるもの。 |
| 対象経費 | 1.文化芸術活動事業(出版事業を除く。)会場使用料(付帯設備料含む。)、出演料、講師謝礼金、会場整理員賃金、賃借料、通信運搬費、印刷製本費、宣伝費、旅費交通費等<br>2.出版事業<br>印刷製本費   | 会場使用料(付帯設備料を含む。)、出演料、講師謝礼金、会場整理員賃金、賃借料、通信運搬費、印刷製本費、宣伝費、旅費交通費等   |  |  | 備品購入費、修繕費、通信運搬費   | 会場使用料(付帯設備料含む。)、出演料、講師謝礼金、会場整理員賃金、賃借料、通信運搬費、印刷製本費、宣伝費、旅費交通費等    |  |   |
| 限度額  | 1.文化芸術活動事業(出版事業を除く。)自己負担額が20万円以上のもので、10万円を限度とする。<br>2.出版事業<br>印刷製本費に係る自己負担額が20万円以上のもので、10万円を限度とする。  | 自己負担額が20万円以上のもので、20万円を限度とする。  |  |  | 100万円を限度とする。  | 50万円を限度とする。   |  | 100万円を限度とする。  |

## 対象とならない事業

- ①興行その他専ら営利、宣伝を目的とするもの
- ②専ら文化団体等を招へいして行う事業又はこれに準ずると認められる事業(「文化団体等支援事業」・「市町村支援事業」に限る。)
- ③特定の政治又は宗教活動を目的とするもの
- ④文化祭などの学内行事
- ⑤趣味又はカルチャー教室等の会員等に参加が限定される発表の場としての事業(教室、講座、スタジオ等の開設(開催)又は運営を目的とした事業)
- ⑥事業の内容が自己宣伝(一流一派)の色彩の強いもの及びその目的が会員等の研修の域にとどまるもの
- ⑦文化講演会等開催事業(「文化団体等支援事業」・「市町村支援事業」に限る。)
- ⑧助成金交付見込額を含めた自己負担額が20万円未満となる事業
- ⑨宮城県の助成を受けているもの
- ⑩個人又は団体の出演料が、全事業費の2分の1以上を計上している事業
- ⑪チャリティーなど、芸術文化振興以外の目的を主とした事業

## 対象とならない経費

- ①恒常的な運営費及び人件費
- ②パーティ費用、弁当代等の飲食費
- ③団体又は個人の備品や資産として認められる経費(「東日本大震災被災備品整備支援事業」に係るものを除く)
- ④有料頒布する場合のプログラム・図録等の作成費等
- ⑤賞金や賞品及び記念品、副賞等にかかる経費
- ⑥本来、製作者又は出品者が負担すべきと判断される経費
- ⑦申請者ご本人が出演者として出演する際の出演料または謝礼

## 助成回数の制限について

平成26年度より助成回数の制限を設けました。

- ・文化団体等支援事業
- ・文化団体等震災復興支援事業
- ・文化団体等人材育成支援事業
- ・文化団体等地域連携支援事業

上記事業について、同じ事業で本助成を受けられるのは、**連続しているかどうかを問わず5回までです。**

※ただし、経過措置として平成25年度までに5回以上助成を受けている団体(個人)は、**1回まで申請が可能です。**

※また、活動の節目にあたる年(10年目、20年目など)の事業については、この限りではありません。

## 県外で行う事業の助成について

平成28年度より

- ・文化団体等支援事業
- ・文化団体等地域連携支援事業

については、**県外で行われる事業も対象になります。**

平成27年度までに「文化団体等支援事業」で5回以上助成を受けている団体でも(県外で行う事業に限り)、新たに5回まで助成を受けられます。